

「9条・26条改憲」と幼児期から大学までの「人づくり」 改めてふりかえろう 憲法に基づく教育とは



教育破壊・人づくり政策 とのせめいぎあい どう乗り越えるか

コーディネーター
勝野正章さん
教育学者

午前のリレートークを聞いていて、子育て・教育に関して三つ巴の構造が見えてきたと思います。

一つめは、個人の尊厳、人間の尊重をないがしろにしていく破壊的な教育。犠牲になるのは子どもたちですが、そこで働く教職員や保育士さんなどの姿も浮き彫りになったことです。二つめは、道徳教育やスタンダードなどによって、戦争ができる方向に社会を変えていくための人づくり。三つめは、こういう動きに直面しながらも、私たちは憲法に基づく教育のあり方と、その手がかりをみつけていこうとしている。この3つがせめぎあっている状況といえます。

そのような観点から3人の方に話しあっていただきたいと思います。

要領・指針で

「小学校就学までにこう育て!？」

支えあい育ちあい 未来を拓く力を

柿田雅子さん
全国幼年教育研究協議会



全国幼年教育研究協議会の集団づくり部会の世話人をしております。

2018年に、保育所の保育指針、幼稚園・幼保連携型認定こども園の教育要領が改訂されました。その特徴は、憲法と相容れない現行の教育基本法と、これらを体現し

た学習指導要領の改訂に連動しています。学校教育としての幼児教育に足並みをそろえたということです。

保育園は児童福祉法の中に位置づく、児童福祉施設であり、保育所の保育は養護と教育の一体化を原則としています。この場合の教育は乳幼児期固有のものであり、小学校教育ではありません。新しい指針は、一体化と言いながら、保育を養護と教育に分け、分けた教育に学校教育法・学習指導要領に基づく教育を位置づけ、転換をはかったというもので、ここがとても大きな特徴です。

国が要請する子ども像 ～「育ってほしい姿」10項目

新要領・指針は、「幼児教育において育みたい資質・能力」として、小学校就学までに育ってほしい姿の10項目を示しました。「育ってほしい」と願望のようですが、内実は「育っていること」です。

学校教育法第30条に定める「学力の3要素」(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性等)の基礎を幼児期に育てなさい、とその具体的な姿を示したものがこの10項目です。そこには、学校教育での道徳の教科化に伴って「道徳性・規範意識の芽生え」や、家族・地域・公共をとりあげて自助・自己責任を重視する「社会生活とのかかわり」という項目が含まれています。(後掲)

これによって保育所の保育に、国旗・国歌がはじめて導入されました。「3歳以上児は内外の行事において」としていますが、行事には0歳児からの参加もあります。

「国」も「君」も分からない子どもたちに、国旗・国歌が押しつけられることとなります。

小学校にとって都合よく育つ子どもの姿、国家や企業が望む子ども像、これは1960年代に、国を守る人間を育てよとした中教審の「期待される人間像」を彷彿とさせるものです。

10項目には大変細かい規定があり、これを身につけさせて評価し、小学校に送ることとなっています。

10項目一覧のAからコまでの中の「エ 道徳性・規範意識の芽生え」を見てください。

(読み上げる)

項目には、私たちが大事にしていることも含まれます。

しかし細かい規定と全体をみた場合どうなのか。

「オ 社会生活との関わり」を見てください。

(読み上げる)

これ、5歳児にですよ。大人だって達成はむずかしい。

このようなことを受けて保育現場ではどのようなことが起きているか。

養護と教育に、担当者を分ける・時間を分ける・活動内容を分ける—例えば、食事指導をするのは養護の担当者で、その子に好き嫌いが見られたら教育の担当者に変わる、というようなことだとか、10項目を到達目標にして、小学校の教科授業のごとく、文字とか数とかを別個にとりだした指導や、英語や体育など専門講師による科目別指導が見られます。一方、監査機関や指導管理の担当部署が10項目によるとりくみを厳しくチェックする状況もすすんでいます。保育のしぼりの強化です。

これで、教育改革がかかざる「主体的で対話的で深い学び」は実現するのでしょうか。

養護と教育を一体とする保育とは

「養護と教育を一体とする保育」とは、乳幼児の心身の発達を目的とする養護を含む教育作用とされています。

保育指針は、1歳児以上の保育に「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域を設定しています。養護と合わせ、これらは実際の場面では重なり合い、時間割り授業のように教えこむというのは、この時期の子どもには通用しません。従って指針が準じる幼稚園教育要領にあるように本来は「遊びを中心とした総合的活動が基本」になります。それを示すのが次の実践です。

①運動会のリレーで？！

5歳児27名のクラス。運動会では話しあってリレーにとりくむことになり、早速、赤・青の2チームに分かれて走ってみました。速い子がいる赤チームにどっと子どもが集まったものですから、赤チーム15人、青チーム5人になりました。青チーム圧勝です。「おかしいな」「なんで？」と納得がいかない子どもたち。チームを作り替えてもう一度します。強いはずの青チームに12人が行

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

保育指針第1章4(2)

ア 健康な心と体：保育所の生活の中で、充実感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しを持って行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心：身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信を持って行動するようになる。

ウ 協同性：友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感を持ってやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え：友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり：家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみを持つようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え：身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重：自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切に感じる気持ちをもって関わるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚：遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚を持つようになる。

ケ 言葉による伝え合い：保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現：心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる。

き、赤チームは 8 人。で、赤チームの勝ち。「どうして人数の多い方が負けるの??」

こう考えるのにはワケがあります。子どもたちは 1 年前の運動会の玉入れの体験から、人数は多い方が勝つと学習しているのです。

活動は夕方のことでした。先生はチーム編成を宿題にしました。次の日、子どもたちが「わかったよ」とやってきました。「リレーは人数を同じにしないといけない」。

話し合いで確かめ、同じ人数でやってみました。しかし 2 チームでは 1 チームの人数が多くてなかなか番が回ってこない。どうするか。「チームを増やそう」。

バトンが 6 色あったので、子どもたちはこれに飛びつき 6 チームですることになりました。けれど…バトンコーナーでは 6×2 人が入り乱れて、バトンを誰に渡せばいいのか、誰からもらえばいいのか、大混乱。

話しあってはやってみて、3 チームに決定しました。子どもたちはチームの名前を考えたり、バトンの渡し方を工夫したり、様々な工夫をしました。当日は僅差のゴールでした。

学びは広がり深まります。たとえば友たちとのかかわりです。ケンカをした時に相手を許せない M 君が、「本当はケンカしたくないんだよ、同じ赤チームなんだから」と言うようになりました。

②文字は思いをのせて伝えるもの

ケンカをしたるう、ゆうの 2 人の言い分を先生がよく聞いてみると、泣かせたゆうだけが悪いのではないことがわかり、2 人にそう話します。しばらくしてゆうが男の子を描いた絵を持ってきて、そこには「るうくん だいすき」の文字がありました。これをもらったるうは、ゆうを描き「ゆう だいすき」と書いた手紙を渡すのです。このやりとりを見ていた かい君が「せんせん (せんせい) だいすき」と書いた手紙を届けにきました。

ケンカは仲直りを学ぶため、文字は思いをのせて伝えるもの。

この時期は、具体的な体験を通して育ち、学びます。

支えあい育ちあい、今日を生き、未来を拓く力を

新要領や指針には、上意下達の施設運営に連なる PDCA サイクルの導入が図られるなど多くの問題があります。「PDCA」は、本来は生産性向上をめざす労働管理システムです。教育・保育にはなじまない。

また非認知能力 (健康への関心、根気強さ、注意深さ、あきらめずに最後までやり抜く力、意欲、自信など) の育成がとりあげられています。非認知能力は、幼少のころに育つ力で、人生の成功者になる要素であると位置づ

ける調査研究に着目した経済界の意向が反映しています。

非認知能力は、私たちが大事にしてきた力です。思いやりだとか、優しさだとか、共感する力が大切です。それは、一握りの成功者になるためのものではありません。みんなの幸福をめざす過程において発揮される力でありたいと考えます。

日本の保育の歴史は運動の歴史です。

保育園づくりから始まって乳児保育、障害児保育、子育て支援等々に取り組み、保育実践を深めてきました。その後を保育指針が追いかけて盛りこむという経過があり、保育指針は保育現場がつくってきたとも言えます。

子どもの生きる権利、育つ権利、そして学び遊ぶ権利、もう一つ大事なものは、NHK のチョコちゃん「ボーッと生きてんじゃないよ」と言うけれど、「ボーッとする権利」を子どもたちに保障したい、と思います。

自民党の家庭教育支援法 (仮称) が予定されていたり、ようやくつくった学童クラブ・学童保育の最低基準がわずか 4 年で撤廃されようとしたり、子どもの権利をめぐる様々な問題が起きています。

最初の発言はとりあえずここまでにします。

新科目「公共」の危うさ

国を愛し社会に役立つ人づくり?

人権を尊重し、
憲法に基づく教育を

元都立高校教員



昨年の 3 月まで都立高校の教員をし、その後非常勤講師をしておりましたが、親の介護の関係で退職しました。今、考えることをお話しします。

憲法に基づく教育とは

「憲法に基づく教育」とは何か、最近まで都立高校の教壇にいた私の立場で考えたことは、

- ①生徒の人権が守られる学校であること
 - ②教育内容について；私自身が主に担当してきた公民分野を念頭におけば、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義をきちんと伝えることができ、生徒の生きる力をはぐくむことにつながる教育内容であること。
 - ③教師として、余裕をもって働き、自由な研修や議論ができ、創意工夫の活かせる環境であること。
- と、こんなことかと思えます。

①生徒の人権について

この20年間ほどを考えると、不十分ながらもよい方向に変わったと思うことは、高校の授業料が（就学支援金という形で後退してしまったが）無償化の方向へ動いてきたこと、体罰禁止がルール上徹底してきたこと、LGBTなどの存在の認知、学校によってちがいはあるもののいじめ問題への組織的対応、などがあります。スカートをはけない、はきたくないという生徒のために、女子の制服にスラックス導入が広がっていることは、選択肢が増えて少しよくなったかと思います。

一方、生徒へのしめつけが全体として厳しくなっていると思います。都立高校「改革」による多様化・特色化、校長権限の強化、校長がつくる「学校経営計画」と「自己申告書」や、校長面接によって達成目標が常に意識させられる状態の中で、学校間競争が掻き立てられ、常に新しいとりくみに駆り立てられているからです。制服の導入や制服・頭髪指導の強化、（進学校で）下校時間後まであるいは土日も含めた自習室の開設、外部との連携によるイベント、海外修学旅行。当然教職員のオーバーワークが問題になります。また「〇〇推進校」などという教育委員会の指定を受けての取り組みを各校いくつも抱えています。

制服頭髪指導は、管理的な学校かどうかをみるわかりやすい指標ですが、かつてはわりと自由だった中堅普通高校や多様な生徒を受け入れるという趣旨のチャレンジスクール（Ⅲ部制）などでも、制服が導入されたり、服装・頭髪の指導が厳しくなっていると思います。

一番の問題は、服装・頭髪その他、いわゆる「生徒心得」などのルールについて、生徒が異議を申し立てたり意見を反映することが、ほぼできないということでしょう。学校側（生徒指導部など）が一方的に決め、生徒が自治活動と結びつけて考えたりすることができない。教員自身も、学校のルールづくりに生徒が関わる意義を考えられなくなっている、日本の学校では生徒の意見表明権がないに等しいのです。生徒にとって、自分たちの発言が取り上げられる経験がなければ、社会に出て不当なことに会っても必要な主張ができなくなるのではと心配します。

②教育内容について

私は公民系科目を主に担当してきたため、政治の動きにより教科書がだんだん変わっていくことを感

じてきました。自分の立ち位置は変わらないのに、世の中も教科書も（右へ）動いていき、それに引きずられそうになり、苦しい思いもしてきました。

例えば東京書籍版「現代社会」では、「政府は専守防衛と非核三原則を政策として掲げてきた」とあります。以前の「掲げている」が「掲げてきた」になり、専守防衛という用語がなくなった教科書もあったように思います。9条が書き換えられたら、安保法による自衛隊の任務拡大が議論の余地のないものとして書かれることでしょう。

また、自民党案のように憲法第24条の改訂が行われれば、これまですすんできた性差別撤廃、ジェンダー平等などがふっ飛んでしまうのではないかと心配します。

新科目『公共』の本質は

2018年3月、高校指導要領が改訂されました。

新科目『公共』の目標は、「国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を…育成する」ことです。よりよい「公共的空間」をつくろうと自主的に参加し、他者と協同して努力する能力や態度の育成です。公共的空間を拡大すれば国家になります。国家・社会にうまく対応していく人間、有為な形成者が求められているのです。自国を愛するという内心に関わることを巧妙に盛り込んだところが、道徳教育を担う教科であることを示しているのでしょう。

『公共』は、A「公共の扉」という大項目で、幸福・正義・公正（これらがキーワード）に着目して、さまざまな概念や考え方を学び、その後政治や経済の内容に入っていくという構成ですが、単に知識を学ぶのではなくて、課題を設定し、考察し、表現（発表や論述）することを求めています。そして、B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」、C「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」と続き、いわば社会の形成に役立っていく私たちということが強調されています。

指導要領には「多面的・多角的に考察し、表現すること」という決まり文句が頻出する一方で、「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していない」など論争的なテーマについて断定的に述べたり、対立や矛盾が現に存在する政治・経済の事象について調和が成り立っているような表現をしています。これをもとにどんな教科書ができあがるのか見当もつきませんが、危ういねらいを持った『公共』を、人権重視の授業・深く考えさせる授業へどう組

み立てるかは、現場の先生の見識と力量・努力にかかっています。

③教員の立場から

今現場では校長が授業観察のたびに「アクティブラーニング」にとりくめ、とうるさく言います。

新指導要領では「アクティブラーニング」を言い換えて「主体的・対話的で深い学び」と呼んでいます。

新しいことにとりくませよう、それも、授業の方法自体を大きく変えようと、文科省・教育委員会が思うなら、教師の教材研究・自主研修の時間を十分確保するべきですが、そのための方策はありません。

都立高校では、2004年の「10・23 通達」で式典の君が代斉唱時に起立しない教員は処分されることになりました(裁判闘争はまだ続いています)。2006年の「挙手採決禁止通知」では、校長が教職員の意向をはかるのに挙手や投票をすることを禁じられました。

職員会議から挙手・採決がなくなったことで、教員が異論や対立のある議論のすすめ方を学ぶ機会がなくなりました。また自分の意見を表明する必要がなくなったことで、決定に責任を負わない感覚が広がっているのではないかと思います。不満があるけれど管理職が決めたからしょうがない、こういう気分が浸透すれば、生徒にたいする指導にも反映しないわけがないと思うのです。教師の人権と生徒の人権、立場は違って、つながっています。

研究費・運営費の補助と引き換えに 研究・教育に介入

コーディネーター
勝野正章さん



乳幼児期や高校のお話がありましたが、ここで大学の問題について話したいと思います。

大学でも、人づくり政策の点では非常に先鋭的な動向が表れています。学生がそうした動きを知る、あるいは気づく機会を与えられているかという点が問題です。

例えば軍事研究費が問題になっていますが、研究費・運営費が削減される中で、のどから手が出るほどほしい研究費と引き換えに研究や教育に介入してくるということが頻繁にみられるようになりました。

高等教育の無償化の問題でも、一定の進展はありますが、その条件として学外からの理事をいれたり、企業の

経営者が大学経営に携わっていないと、高等教育の無償化の対象にならないとか、教員についても、いわゆる実務家教員、社会や企業での経験のある人が教えるようにならなければ、無償化しないというやり方で、高等教育の中身に介入しようとしています。

しかし、午前に発言した多賀谷豊さんのように、そうした矛盾や問題点に気がついて、声をあげ、行動をおこすという学生たちもいるので、期待したいですし、そうした活動がもっと学生の中で広がるといいなと思います。

アベ「改憲」は なぜ教育をわらうのか

堀尾輝久さん

教育子育て九条の会呼びかけ人
教育学者



憲法と教育の基本的な関係

きょうのタイトルは、「改憲」は教育に何をもたらすかということですが、そもそも憲法と教育の基本的な関係とは何か。安倍さんは第一次内閣を組閣した時、「戦後レジームからの脱却」を掲げました。レジームとは体制ということですから、社会全体の構造、国のかたちを示す言葉であり、従って、安倍さんの発言は端的に「憲法・教育基本法体制からの脱却」なわけです。憲法・教育基本法を変えると宣言したわけです。

私たちがそれまで呼んできた「戦後の憲法・教育基本法体制」とは何か。教育基本法の前文には「憲法の理想の実現は教育の力に待つ」と書かれていました。憲法の実現は教育の力に待つ、そして一人ひとりの人間の中に、また社会の隅々に活かす、それが教育だと書かれていた。だから私たちは教育基本法を大事にしてきたし、守る運動をしてきたのです。そしてそれは、憲法を守る運動とつながっていたのです。

それゆえ、憲法を変えようとする人たちは、戦略的にまず教育を変えようとする。

1955年に自民党が結成されて以来、「今の憲法はおしつけ憲法であり、自主憲法をつくるのが党是だ」と言い続けてきました。しかし歴代の自民党は、内閣として憲法改正を口にできなかった。それはなぜか。

憲法によって社会のしくみがつくられ選挙が行われ、それによって選ばれた者は憲法を尊重する義務があると、憲法 99 条に書かれているからです。首相は憲法を尊重

しなくてはいけない義務を負っている。にもかかわらず、首相として改憲を口に出しているのは、安倍さんだけであり、戦後の歴史の中で、安倍さんというのは特筆すべき人物なのです。

安倍さんは、最初に教育基本法を「改正」し、国民投票法を通し、防衛庁を防衛省に昇格させ、まさに軍事大国への道をつ走りながら、憲法「改正」へのステップを進めてきたのです。

憲法を変えようとする日米の戦略

1953年に池田・ロバートソン会談が行われました。

自民党の戦略の裏にはアメリカがおり、戦後の日本をどう変えるか、日米の戦略がこの会談に示されています。

アメリカは日本の再軍備を求め、警察予備隊から自衛隊へのプロセスの中で、憲法9条が邪魔だとした。

しかし9条を変えるためには、国民の意識を変えなければならない。若者を軍人に育てなければならないが、彼らこそ戦後の平和教育を受けた者。いきなり徴兵制をやっても危険な軍隊ができるだけだ。まず教育を変え、若者に愛国心教育しなければならない、と書いてあるのです。

正確に読んでみると、

戦後8年にわたって、日本人はいかなることが起こっても武器をとるべきではないとの教育を最も強く受けたのは、防衛の任にまずつかなければならない青少年だ。…会談当事者は、日本国民の防衛に対する責任を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意し、日本政府は教育及び広報によって、日本に愛国心と、自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに、第一の責任を有する。

となっている。

その後の日本の歴史を見ると、これはまさに日本の歴史を変えるためのアメリカと日本の長期的な戦略だったので。「戦後民主主義の行き過ぎ是正」という仕方です。

80年代には臨時教育審議会がもたれ、中曽根さんも改憲論者だったが、改憲は言えなかった。

それくらい、反対の力が強かったと言えるのです。

「26条改憲」の危険な本質

26条に関する自民党の改憲案を見ると、1項（教育を受ける権利）、2項（義務教育の規定）はそのままにし、第3項に、「国は教育が国の未来を拓くうえで欠くことが出来ないものであることにかんがみ、教育環境の整備に努めなければならない」と書き加えています。

教育環境の整備ならいいじゃないかと思えますが、現場で教育環境というものがどういう使われ方をしているか、が大事です。

教育基本法では「教育行政は、教育の任務ができるように条件整備をすることが仕事だ」とされ、教育環境という言葉は使われていない。では、教育環境の整備と条件整備とはどちらがうのか。教育環境とは、教科書検定も、教員の養成も、どのような教育をするか、そのために必要なものはすべて環境に含まれることになっており、単なる条件整備にとどまらないのです。改憲案の全体をみると、この第3項は非常に怖い要素が含まれているのです。

憲法の人権思想を読み解く

憲法には、12条（自由及び権利の保持）、13条（個人の尊重・幸福追求の権利）、19条（思想信条の自由）、23条（学問の自由）などがあります。学問の自由は、研究者のものだけでなく国民の学習権であり、子どもが、学び発達し、幸福を追求するにふさわしく育ち、27条の働く権利へとつながる、それを保障するのが26条の教育を受ける権利であるととらえることが必要です。

憲法が示す、これら一連の人権の思想を読み解かなくてはならない、しかも子どもの視点で読むことが大切だと思います。例えば現代人権の前提とも言える平和的生存権利〔前文〕や個人の尊厳と幸福追求の権利（13条）は子どもにとってどういう意味を持つのか、こういう問いの深め方が大事だと思います。



勝野正章さん

生徒の人権、ボーッとすることも含めて子どもの権利などについてお話がありました。堀尾さんに子どもの権利条約について少し補足していただきたいと思います。

堀尾輝久さん

子どもの権利条約の国内での実施状況について、日本政府の報告書に対する国連審査が2019年1月にジュネーブで行われます。市民団体からも日本の子どもの状況や各地のとりくみなどをまとめて国連子どもの権利委員会に報告書を提出しました。私はその市民NGO団体のひとつ「子どもの権利条約市民NGOの会」の責任者をしています。国連子どもの権利委員会は、乳幼児からの

意見表明権についてジェネラルコメントを出しています。日本語では意見表明権と訳していますが、原文は **view** です。乳幼児から持っている **view** を表現する権利というのを意見表明権としているのです。

乳幼児からのあそびの権利も大事です（子どもの権利条約第 31 条）。「こういう遊びが必要です」とかの指導が入ったら、それはあそびではなくなる、もっと自発的な活動が必要であり、自由な時間、ゆとりもあそびの権利の中に入るのです。

人間的に成長発達するためには、学ぶ権利もあそびの権利も必要であり、上から押しつけられるというのは、権利の主体性がまるで失われていると言えます。

また、子どもの貧困がいわれませんが、単に物質的な豊かさだけでなく、人間的な関係性がズタズタにされている、親との関係、教師との関係、仲間同士の関係などが貧しい、「関係性の貧困」というものをどう克服するかが私たちの課題だと思っています。

日本政府の報告書は、「日本の子どもが高度の競争的教育のもとで発達がゆがめられているとの懸念を持つなら、その証拠を見せろ」と高飛車に書いています。

ですから私たち市民はその証拠を出そうと、膨大な報告書を書きました。ぜひみなさんとも共有したいです

勝野正章さん

view というお話がありましたが、それは見え方とか景色という意味ですから、子どもから見て身のまわりがどのように見えているのか、がとても大事なことなんだろうと思います。その意味で、柿田さん、子どもの **view** を大事にしながらどのような保育が考えられるか少しお話してください。

柿田雅子さん

0 歳児が表明する意見とは、泣くこと、身振り、表情、しぐさであり、最初は視線で訴えてくることから始まるでしょう。その時点で、すでに子どもは能動的、自発的です。表明させるだけでなく、それに応えるおとながいるという関係があることによって、はじめて 12 条の意見表明権が成立すると言えます。**view** は「子どもの視点」と言っていると思います。

生徒の異議申し立てをわがままになるからと認めようとしない学校の現状に関連して、2 歳児の育ちのエピソードを一つ紹介したいと思います。「赤ちゃん用の紙パンツでなくお姉ちゃん用の布パンツがいい」（「イヤ」からの立ち直り）というものです。

1 歳半から 2 歳にかけては「ジブンガ」という自我が

でてきて「イヤ」と主張することが多くなります。

排泄の自立に向け、紙パンツから布パンツに移行中の A ちゃん。この日は失敗続きで家から持ってきた布パンツがなくなってしまい、先生が「もうすぐお昼寝だからいつものように紙パンツにしようよ」と言うが、「イヤ」とガンとして受け入れない。先生はこの子の「イヤ」に寄り添って「おねえちゃんの布パンツがよかったんだね」と言うと、A ちゃんはニコッとうなずいて園の貸し出し用の布パンツを自分で選んではきました。そしてそのあと昼寝の時になったら、ちゃんと自分で紙パンツにはき替えていたのです。

意見表明に応えるおとながいて子どもの選び取りは可能になり、育ちます。わがままになどなりません。

堀尾輝久さん

子どもの要求を受けとめる、と同時にそれに応える、受容的・応答的な関係の権利というのが子どもの権利の神髄なんです。関係性の中で権利が主張されなければならないし、受けとめられなければならない。関係的権利という視点が子どもの権利論の中でいわれています。

人権は人間の普遍的な権利だが、人間は子どもであり、青年であり、老人でもある、それぞれの段階の要求をまわりの人がどう受けとめるかという関係性を含んで、人権というものが豊かになっていかなければならない。

子どもの権利の視点は、人権そのものを問い直す視点でもあるのです。

それから「公共」について、

「公共」とは国家公共性ではなく、戦後は「一人ひとりのものであると同時にみんなのもの」というのが新しい公共の思想として豊かになってきたのです。

自民党「改憲」では「公共」や「公益」が一つの軸になっていますが、新教科の「公共」もその流れです。

柿田雅子さん

先ほどのリレーの実践には、問いを立て探求し発見し、みんなで答えを探っていくという、アクティブラーニングの原型があるだろうと思います。

最後に、保育園、幼稚園、小学校の接続について、「接続」を利用して、小学校の教育を保育園・幼稚園に求めてくるという流れがあります。本来接続というのは、保育園・幼稚園からの成果を伝え、園、学校それぞれの願いや課題を対等に伝えあうことで、子どもたちの育ちの物語を紡いでいく、そういう場であろうと思います。

小学校から「園の子どもは授業中きちんと座っている

ことができるのか」と聞かれる実態がありますが、座っていただける授業であってほしいと願います。小学校の教育もあわせて問われなければいけないと思います。

学童クラブとの接続も大事にしたい課題です。

堀尾輝久さん

9条の精神で地球憲章をつくろうという市民の運動をはじめています。思想運動ということで一昨年から動き、呼びかけ人が140名、賛同者は700名を越えています。

9条を守れとだけ言うのではなく、地球上のそれぞれの地域がそれぞれの問題を持ち寄りながら、国連で平和憲章ができないだろうか、日本から発信しようというものです。外国の賛同者も80名を超えています。趣意書は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、韓国語、ベトナム語の翻訳があります。

資料にあるように、「非戦、非武装、非核、非暴力の世

界を目指して～日本国憲法9条の理念に基づく一つのモデル」を世界に発信しようということで、壮大な夢を持った国際的な運動を始めています。

子どもにとって、平和こそ前提ではないか。当然のことが実現していないわけですから、それに向けて一歩でもすすむことができないかと。

いま憲章の内容をふくらませてわかりやすいものにしようと、世話人やワーキンググループで論議しています。プロセスが大事です。会への賛同の呼びかけをしていますので、是非お力添えをお願いいたします。

勝野正章さん

まだ話しあいたいこともありますが、時間になりましたので、これで終わります。

みなさん、どうもありがとうございました。